

プロペラ軸の予防保全管理方式による検査申込みに関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

プロペラ軸の予防保全管理方式による検査申込みに関する事項

改正理由

- (1) 現行規則上、プロペラ軸の予防保全管理方式による検査の申込み時期については、登録検査又はプロペラ軸の開放検査によるプロペラ軸系の健全性確認の後、半年を超えない時期に、申込みを行うよう規定している。

しかしながら、半年を超えた場合であっても、その間におけるプロペラ軸系の健全性維持の確認ができる場合にあっては、同管理方式の採用が可能であると考えられる。

今般、登録検査又は前回プロペラ軸の開放検査を完了した日から申込日までにおけるプロペラ軸系の健全性を確認することができる資料等が提出される場合にあっては、同管理方式による検査の申込みを認めるよう、関連規定を改めた。

- (2) 現行規則上、プロペラ軸の予防保全管理方式による検査の申込みを行う場合、船舶の管理責任者は、本件に係わる管理マニュアルを本会に 2 部提出し、本会承認後に返却される書類 1 部を船上に保管するよう規定している。

しかしながら、確実な運用を行う上では、陸上における管理責任者の手元（本社等）にも同様の書類を保管することが望ましいと考えられることから、今般、本会承認後の書類の保管については、船上保管用の 1 部に加え、陸上における管理責任者の手元（本社等）にも 1 部保管するよう、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) プロペラ軸の予防保全管理方式による検査の申込み方法を改めた。
- (2) プロペラ軸の予防保全管理方式による検査の申込みにおける、管理マニュアルの提出及び保管部数の要件を改めた。